事務所通信　No.292　　令和２年２月１日

社会保険労務士法人
新潟県新発田市新富町１丁目５番９号　篠田パートナーズ事務所　☎ 0254-22-5649 (代)

◆ 特定最低賃金のお知らせ ◆

〇最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。



現在の新潟県の最低賃金

時間額：830円　　※　改定前：803円
（効力発生日：令和元年10月6日）

◆ 新潟県の特定（産業別）最低賃金 ◆

〇働いている事業場の産業が、次の「特定（産業別）最低賃金」の対象である場合は、「特定（産業別）最低賃金額」が適用されます。

★電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
（電球製造業及び電気計測器製造業を除く）

時間額：908円　　※　改定前：890円
（効力発生日：令和元年12月31日）

〇適用除外業務及び年齢

１．18歳未満又は、65歳以上の者
２．雇い入れ後６ヶ月未満のものであって、技能習得中のもの
３．次に掲げる業務に主として従事する者
イ、清掃又は片付けの業務
ロ、操作が容易な小型機械を使用して行う電気機械器具、情報通信機械器具若しくは、電子部品・デバイス部品の組立て又は加工業務
ハ、組線、巻線、端末処理、はんだ付け、取付け、穴あけ、曲げ、磨き、刻印打ち、かしめ、塗油、検品、材料の送給、取りそろえ選別、袋詰め、箱詰め又は包装の業務
ニ、　運搬（動力によるものを除く）用務員、賄いの業務

★各種商品小売業
（衣食住にわたる商品を小売りする百貨店、総合スーパー等）



時間額：842円　※　改定前：824円
（効力発生日：令和元年12月31日）

★自動車（新車）、自動車部品・付属品小売業

時間額：919円　※　改定前：898円
（効力発生日：令和元年12月19日）

〇適用除外業務及び年齢



１．18歳未満又は、65歳以上の者
２．雇い入れ後６ヶ月未満のものであって、技能習得中のもの
３．清掃、片付け又は賄いの業務を主として従事する者

※　最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金に限定されます。
なお、賃金が時間額以外の場合は、日額、月額等を時間額に換算して比較します。
また、次の賃金は、対象になりません。

① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
③ 時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金（割増賃金など）
④ 精皆勤手当、通勤手当、家族手当

※ 昨年10月に最低賃金が上がり昇給となった方については、（変動月からの3か月間に支給された報酬（残業手当等の非固定的賃金を含む）の平均月額に該当する標準報酬月額と、これまでの標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じた場合、社会保険の月額変更に該当するのでご注意ください。



［ 今月号の記事担当 ： P1.2/平野聖士 ＊ P3.4/篠田昇 ］

雇用保険制度の一部が変わります

令和２年度より、64歳以上の労働者についても雇用保険料が発生します。

▲雇用保険被保険者となる64歳以上の労働者も、令和２年４月分給与から一定比率負担頂くことになります。　（事業主も負担あり）

●令和２年度の年度更新にかかる概算保険料は、64歳以上の労働者分賃金額を含めた賃金見込み額を基に算定頂くことになります。



31年度の雇用保険料率

・ 一般の事業→9/1,000

（労働者負担→3/1,000、事業主負担→6/1,000）

・ 農林水産、清酒製造の事業→11/1,000

（労働者負担→4/1,000、事業主負担→7/1,000）

・ 建設の事業→12/1,000

（労働者負担→4/1,000、事業主負担→8/1,000）

※　園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖の事業は除かれ、一般の事業の率が適用されます。

年金生活者支援給付金制度

令和１年10月から年金を受給していても所得が低いため生活が困難だという人のために老齢、障害、遺族の各基礎年金に上乗せする「年金生活者支援給付金」制度が導入されました。

★ 老齢年金生活者支援給付金

対象となる人　次の①～③を満たす人が対象

① 65歳以上の老齢基礎年金を受給している人。

② 前年の年金とその他の所得の合計額が老齢年金の満額以下の人。(879,300円以下)

③ 同一世帯の全員が市町村民税非課税である。

給付の額　次の合計額となります。

● 保険料を納めた期間による給付月額

5,000円×保険料納付済月額/480

● 免除期間による給付月額

全額免除、3/4免除、半額免除の場合

約1万800円×保険料免除月額/480月

● 1/4免除の場合

約5,400円×保険料免除月額/480月

※ 老齢年金生活者支援給付金を受給できない人のうち、対象となる人の②が約88万円までの人には所得に応じた「補足的老齢年金生活支援給付金」が支給されます。

★ 障害年金生活者支援給付金・遺族年金生活者支援給付金

対象となる人　次の①～②を満たす人が対象

① 障害基礎年金または遺族基礎年金を受給している人

② 年金を含まない前年の所得が4,621,000円以下

※ 遺族年金生活者支援給付金の対象となるのは18歳になる年度末までの子がいる母または父、子供本人



給付の額

● 障害等級2級及び遺族　月額 5,000円

● 障害等級1級　月額 6,250円

※ 対象となる人には、日本年金機構からお知らせがあります。その書類に基づいて請求手続きをします。

中小企業の時間外労働について

○ 時間外労働（休日労働は含まず）の上限は、原則として、月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければ、これを超えることはできなくなります。

特別条項

① 年720時間以内（月平均60時間）

② ２～６ヶ月平均80時間以内（休日労働含む）

③ 単月100時間未満（休日労働含む）

④ 月45時間超は年6回まで

罰則違反した場合には、６ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金。（令和２年４月より）

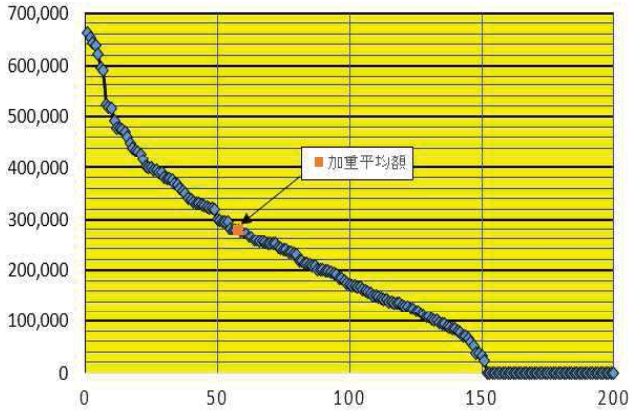
■２年冬期賞与分析

▲当事務所が扱った「社保・賞与届」からの賞与支給状況の分析結果です。

■各社平均額前年対比

同額及び増加 56.96% 、減少 43.04%

■会社別一人平均賞与額プロット（200社）



■全社加重平均額は277,198円（前年比98.4%）



■冬期賞与支給ゼロは49社（24.5%）



■ ２月のミニミニ・セミナー

『新・求人票の作成ポイント』

▲ ハローワークの求人システムが変更した機会に、自社の求人票を見直ししてみませんか！

▲ 令和２年２月１４日（金曜日）
午後１時30分～３時00分

▲ 講　師：弊所 副所長（特定社会保険労務士） 武田奈津子

▲ 会　場：篠田パートナーズ事務所

▲ 対　象：企業経営者及び人事担当者

▲ 定　員：先着10名

▲ 受講料：無料

▲ 申込み：当事務所までご連絡下さい。

★３月の予告★

『生産性向上の取り組み事例』

▲ 働き方改革に合わせ、労働生産性向上の為の事例を弊所の取り組みも含め紹介します。

▲ 令和２年３月13日（金曜日）午後１時30分～

▲ 講　師：弊所ｽﾀｯﾌ 島影由美子

新入社員研修のご案内

★仕事の知識・技術の修得前に、社会人としてのマナー、心構えを教え、「聴く耳」を磨いてお返しします。多数の参加をお待ちしています。

★日　時：令和2年3月18日・19日（水・木）
午前8時45分～午後５時

★場　所：新発田市五十公野公園内
「サンワークしばた」

★プログラム
１８日「企業人としての基礎」徹底理解！
１９日　学生気分払拭！「３０kmハイク」
（雨天、荒天、吹雪決行！！）
☆どちらか１日の参加も可能です。

★講　師：篠田パートナーズ事務所　スタッフ

★参加費：一人　１２，０００円 ＋消費税

事務所 e-mail ： sinoda2@niks.or.jp　　所長 e-mail ： srsinoda@niks.or.jp

最近の出来事から (292号)

■ パワハラ防止法 (R2.1.6)

▲職場のパワーハラスメントの防止を企業に義務付ける法律が大企業は今年6月から施行される。中小企業は2年間の猶予はあるとはいえ、今からその対応が必要である。

▲何故なら、厚生労働省の民事上の個別労働紛争相談で平成24年以降「いじめ・嫌がらせ」の件数が最多を続けている現状があり、仕事への意欲や効率を低下させ、心身の健康被害をきたし、企業全体の士気の低下や優秀な人材の流出等々計り知れない不幸が潜んでいる。

▲法律では、 ① 優越的な関係を背景とした ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により ③ 就業環境を害すること（身体的若しくは精神的な苦痛を与えること）の３つの要素をすべて満たすものをパワーハラスメントと定義している。

▲また、それを類型化し、①身体的攻撃　②精神的攻撃　③人間関係からの切り離し　④過大な要求　⑤過小な要求　⑥個の侵害を示しているとはいえ、現場では、一目で万人が認めるケースもあれば、見方によって判断が五分五分に分かれるケース、訴える側の過剰反応の場合もある。

▲国は、「重大な問題行動に対して、一定程度強く注意する」や「能力に応じた業務の内容・量の軽減」などはパワハラに該当しないとしたが、訴えられる側の人手不足の中で成果を求められる現実、旧態依然とした業務遂行や指導法、人間力の低下、一方、訴える側の忍耐、協調、努力など自己をコントロールする力の低下の中で益々複雑化するのではないかと懸念している。

▲ともあれ、手をこまねいてもいられない。

■ 令和２年年始め (R2.1.20)



▲初詣、菩提寺へご挨拶、後は飲んで、食べて、箱根駅伝をテレビ観戦して・・・いつもと変わらぬ寝正月を過ごし、我が家のおさんどんの慰労会も兼ねて馴染みのイタリアンに行った。

▲前日にコースを予約し、まずはビールで喉を潤し、前菜、コーンスープ、ダラミ（真鱈の白子）にレーズンと松の実を加え、バルサミコ酢で味をつけて小松菜の緑を添えた一皿の絶妙な味を堪能し、赤ワインのボトル1/4程が空いた。因みに、選んだワインは、「二重発酵」の文字に引き寄せられたイタリア・ヴェネト産とか。

▲途絶えがちな会話、捗る（はかどる）ワイン。程なく、牡蛎のスープに泳ぐうどん風パスタに舌鼓。そして、メインの子羊のリブステーキ・・・絶妙な焼き加減、淡泊な味わい。ボトルのワインは既に空。満ち足りた中で、自家製ティラミスのデザートにエスプレッソを合わせ、余韻に浸った。

▲日頃、炭水化物制限を心がける身としては少々羽目を外したかと反省し、翌日のウォーキングで挽回しようと心に決めて店を出た。

▲寓居に帰りテレビをつけると偶然、NHKスペシャル「認知症の第一人者が認知症になった」が映り、ご本人の語り「認知症は見える景色は同じでも「確かさ」だけが減る病気」「夢と現実の区別がつかない」に、最近見る夢がそれなりの筋立てで、目覚めてもその記憶が残り、後で夢の中の出来事なのか現実なのかと戸惑うことが間々あり、いよいよ始まったかと少し酔いが醒めた。

▲それでも、ポリフェノール豊富な飲料を好み、さっき食べた料理もハッキリと思い出せることを言い訳に、気を取り直した。